

## 第2章 環境行政の推進体制

### 第1節 大分県環境基本条例

第  
1  
2  
部  
章

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで複雑・多様化する環境問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその

基本理念に定め、取り組むべき施策として環境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

### 第2節 大分県環境基本計画

#### 1 第3次大分県環境基本計画

##### ～おおいたうつくし作戦推進基本プラン～

県では、大分県環境基本条例第9条に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を平成10年3月に策定し、積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。環境を取り巻く状況の変化に応じて、平成17年10月に「大分県新環境基本計画」を策定し、環境施策の着実な推進を図ってきた。

しかし、人類の生存基盤を脅かす地球温暖化問題への対応や生物多様性の保全など、取り組むべき多くの課題が存在している中で、「大分県新環境基本計画」の期間が最終年度を迎えるとともに、「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2015～」が平成27年10月に策定されたこと、また、環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、環境保全と経済発展の両立を実現できる「持続可能な社会」を構築するため、平成28年3月に「第3次大分県環境基本計画」を策定した。

この計画は、「大分県長期総合計画」の部門計画として、その目標の実現を環境の面から具体化するものであるとともに、「おおいたうつくし作戦」を着実に推進していくための基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成28年度から平成36年度まで

の9年間である。目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」とし、この将来像の実現に向けて、Ⅰ「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、Ⅱ「循環を基調とする地域社会の構築」、Ⅲ「地球温暖化対策の推進」、Ⅳ「環境を守り育てる産業の振興」、Ⅴ「すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けたこれからの主な取組を記述している。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、50項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「環境指標」により、毎年度「大分県議会」、「大分県環境審議会」及び「うつくし作戦県民会議」において進行管理している。

基本目標Ⅰに関しては、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークについては、認知度向上のため、小学生向け解説冊子の製作や福岡県等でのPR活動を行ったほか、エリア内の様々な分野の地域活動団体相互の交流を行い、自然と共に生する地域振興を進めた。また、姫島、豊後大野両ジオパークについては、両地域と連携しシンポジウムの開催や、地域資源（動植物、地質鉱物）の調査を実施し、令和元年11月に本県で開催された第10回日本ジオパーク全国大会に向けた準備を行った。魅力ある景観づくりを推進する取組としては、平成30年度の国民文化祭や、31年度のラグビーW杯等の開催にあたり、観光周遊ルート沿いの眺望を阻

害する樹木等の伐採を行う市町村へ重点的に補助を行い、玖珠町の伐株山や豊後高田市の恋叶ロードなど、県内9市町15箇所の景観を再生した。また、文化遺産を継承するため、先哲史料館では、明治150年記念展示として「日本の近代と大分の先哲」展示を行ったほか、福沢諭吉がキャラクターの1人として登場する人気漫画「文豪ストレイドッグス」との共同企画展示を行った。

基本目標Ⅱに関しては、大気環境への対策については、PM2.5の県内外の発生源寄与率等を把握するため、県内2箇所において成分分析を実施し、国と地方自治体研究機関の共同研究において、データの分析を行った。生活排水対策では、下水道や浄化槽の整備において、県費交付金、補助金の助成により県民と市町村の財政負担を軽減し、県と市町村が連携して生活排水処理率の向上を図った。産業廃棄物については、不法投棄・不適正処理を防止するため、産廃監視員による巡回監視や防災ヘリによるパトロールに加え、ドローンを活用した上空からの監視を行ったほか、不法投棄防止用フェンスの設置、県境での廃棄物運搬車両への検問等を行った。また、産業廃棄物の発生・排出抑制や再資源化に関する意識の醸成を促し、持続可能な循環社会の構築を図るため、大分県資源化推進モデル事業を実施し、アップサイクルを加速化するためのプラットフォーム構築等の先駆的な取組みについて補助を行った。

基本目標Ⅲに関しては、家庭部門においては、省資源・省エネルギー型ライフスタイルを普及啓発するため、各家庭に応じた省エネ対策をアドバイスする「うちエコ診断」を70件実施するとともに、パソコンやスマートフォンからより気軽にエコ診断を受診できる「大分版Web家庭のエコ診断」を110件実施した。業務部門では、省資源・省エネルギー型ワークスタイルの普及啓発をはじめ、高効率の省エネ機器等の導入を促進するため、事業所向け省エネ診断を64件実施した。運輸部門では、「エコ通勤割引」を実施し、延べ374人の利用があり、公共交通機関の利用促進を図った。さらに、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の導入促進、九州版炭素マイレージ制度の普及啓発などにも取り組み、二酸化炭素排出量削減に努めた。

基本目標Ⅳに関しては、本県の強みを生かしたエネルギー関連産業の集積を加速化するとともに、有望分野への新たな取組へと連鎖させるため、県内エネルギー関連産業の水素分野、スマートコミュニティ分野の研究開発支援を行うなど、県内エネルギー関連産業の躍進を支援した。また、循環型産業を育成するため、事業者が行う発生抑制、減量化及び再生利用に必要な設備や機器の導入に対し支援したほか、中小企業金融対策費において、大気汚染、水質汚濁などの処理施設等、環境保全

のための施設設置やエネルギー対策として新エネルギー施設等を導入する中小企業を支援するための融資制度「地域産業振興資金・環境保全対策融資」の貸付原資を金融機関に預託した。農業においては、環境に配慮した農業生産の推進を目的に、GAPの研修受講支援や認証取得に支援するなど、農産物の安全性確保を実現するGAPの導入拡大を図ることによって、生産者の自主的な残留農薬検査と総合的病害虫・雑草管理を推進し、農薬の適正使用の徹底を図った。

基本目標Ⅴに関しては、県民運動「おおいたうつくし作戦」では、まちづくり、ひとづくり、なかまづくりの3つのアクションの好循環により、県民意識の更なる醸成と持続可能な基盤づくりに取り組み、この作戦のけん引役である「うつくし推進隊」158団体（H31.3.31時点）を任命した。まちづくりの視点では、保健所毎に地域連絡会を開催し、推進隊や行政機関等により地域固有の環境課題を洗い出し、その解決に向けて、環境保全活動を通じて地域の活性化が図れる取組を支援した。平成30年10～11月には、第33回国民文化祭・おおいた2018、第18回全国障害者芸術・文化祭が開催され、推進隊と地元住民、子どもたちが連携し、多くの人たちが空港や会場周辺での花いっぱい運動等に参加し、国民文化祭来訪者への環境視点のおもてなしを行われた。ひとづくりの視点では、子どもたちを対象に自然体験活動を取り入れたことでも探険団を実施するとともに、公民館や学校、企業へ環境教育アドバイザーを派遣するなど、環境教育の推進を図った。なかまづくりの視点では、新たな推進隊の活動を持続可能なものとするため、より波及効果の高い活動が見込まれる7団体を対象に、地域住民の参加を促す取組などの支援を行った。

平成30年度の環境指標の結果は表1.2-1のとおりである（詳細は資料編12環境指標一覧）。

様々な施策の実施により目標を概ね達成し、計画を着実に推進することができた。今後も計画に基づいて各種環境施策の取組を進める。

**表 1.2-1 計画に定めた環境指標の評価結果**

- 基本目標1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造  
 基本目標2 循環を基調とする地域社会の構築  
 基本目標3 地球温暖化対策の推進  
 基本目標4 環境を守り育てる産業の振興  
 基本目標5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

指 標 項目数	達成	概ね達成		未達			
		項目	割合 (%)	項目	割合 (%)	項目	割合 (%)
基本目標1	16	10	63	5	31	1	6
基本目標2	17	6	35	10	59	1	6
基本目標3	6	5	83	0	0	1	17
基本目標4	6	4	66	1	17	1	17
基本目標5	5	5	100	0	0	0	0
合 計	50	30	60	16	32	4	8

**評価（達成・概ね達成・未達）の区分について**

- 「達成」 平成30年度の目標値を達成している場合  
 「概ね達成」 平成30年度の目標値を90%以上達成している場合  
 「未達」 平成30年度の目標値の90%未満である場合

### 第3次大分県環境基本計画～おおいたうつくし作戦推進基本プランの概要

#### 第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

計画の  
性格・位置づけ

計画の期間

計画の構成

#### 第2章 計画の目標

目指すべき環境の将来像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

##### 計画の基本目標

豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

循環を基調とする地域社会の構築

地球温暖化対策の推進

環境を守り育てる産業の振興

すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

#### 第3章 施策の展開

豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

循環を基調とする地域社会の構築

地球温暖化対策の推進

環境を守り育てる産業の振興

すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- 豊かな自然や生物多様性の保全
- 快適な地域環境の保全と創造
- 温泉資源の保護と適正利用の推進

- 大気環境の保全
- 水・土壤・地盤環境の保全
- 化学物質等への環境保全対策
- 廃棄物・リサイクル対策

- 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進
- エコエネルギーの導入促進
- 森林吸収源対策の推進

- 環境・エネルギービジネスの拡大
- 自然と共生する産業の促進

- 県民総参加による環境保全活動の推進
- 豊かな環境を守り育てる人づくり

##### 基盤的施策の推進

- 環境影響評価の推進
- 環境に配慮した取組の推進
- 公害紛争等の適正処理

#### 第4章 計画の推進

推進体制

計画の進行管理

財政措置

### 第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」(平成11年施行)の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするために、「大分県環境影響評価条例」(平成11年施行)を

制定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表1.2-2のとおりである

**表1.2-2 条例に基づく環境影響評価の対象事業**

事業の種類等	第1種対象事業※1	第2種対象事業※2
1 県道、市町村道の建設	4車線7.5km以上	—
2 発電所の建設※3		
水力発電所	出力 22,500kW以上	出力 15,000kW以上
火力発電所	出力 112,500kW以上	出力 75,000kW以上
地熱発電所	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
風力発電所	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
太陽光発電所	敷地全体の面積20ha以上 (工業地域、工業専用地域は除く)	—
3 廃棄物処理施設		
ごみ焼却施設の建設	200t／日以上	—
し尿処理施設の建設	100kL／日以上	—
廃棄物最終処分場の建設	25ha以上	5ha以上25ha未満
4 工場等の建設	排ガス量10万Nm <sup>3</sup> /h以上 排出水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	—
5 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
6 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
10 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
11 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
12 規則で定める事業	—	—

港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上
※1) 第1種対象事業：大規模な事業であって、計画段階環境配慮書、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。	
※2) 第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。	
※3) 大分県環境影響評価条例の一部改正 平成29年3月30日公布、平成30年1月1日施行	

## 第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応が求められるようになったため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行した。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く

県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、アイドリングストップを始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「オゾン層破壊物質の回収」等の規定が新たに定められており、今後も、この条例の適正な運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

(条例の概要については図1.2-3参照)

図1.2-3 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要

<b>公害規制の充実</b>	<b>廃棄物対策の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業所等に対する公害規制 (規制基準、設置等届出、改善命令、非常時等の措置)</li> <li>●地下水の水質浄化に関する措置 (浄化対策計画作成義務、改善勧告・命令)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物の減量・適正処理・資源の有効利用 (廃棄物の減量等に関する県・事業者・県民の責務)</li> <li>●燃焼不適物の燃焼行為の制限 (施設基準、規制地域、中止・改善命令)</li> </ul>
<b>都市・生活型公害対策の推進</b>	<b>地球環境保全対策等の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●アイドリングストップの推進 (自動車停車時の原動機の停止義務) (駐車場などの管理者の責務、管理者への勧告)</li> <li>●生活排水による水質汚濁防止 (県民・行政の生活排水対策取組の責務)</li> <li>■拡声機・深夜営業騒音の規制 (使用基準、規制地域、使用停止勧告・命令)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●オゾン層破壊物質の回収等の推進 (特定機器の使用者に対するフロンの回収・破壊処理の努力規定、指導・勧告)</li> <li>●事業者による自主的な環境管理の推進 (組織体制の整備、環境管理の導入)</li> </ul>
<b>化学物質の適正管理の推進</b>	<b>その他の規定</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●化学物質の適正管理対策 (事業者の適正管理の責務、指導助言・勧告・公表)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中小企業者に対する助成 ■環境保全協定の締結</li> <li>■立入検査、報告徴収 ■県等の責務等</li> </ul>
<span style="font-size: small;">●：新規項目</span> <span style="font-size: small;">■：公害防止条例の規定を見直し</span>	

## 第5節 美しく快適な大分県づくり条例

### 1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部モラルの低い県民により生じている身近な環境問題に対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄

せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を平成16年3月に制定した。

## 2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおい作戦県民会議の意見、パブリックコメントなどを通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の投光器の使用（祭典等の一時使用を除く）、

⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則（5万円以下の過料）を科すこととしている。

た、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置し、これを適正に管理すること、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺の生活環境を損なわないよう配慮すること、などについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全部又は一部が達成することができると言められる場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。（令和元年12月1日現在の市町村条例との調整状況は表1.2-4を参照）

表1.2-4 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況

（令和元年12月1日現在）

（○…県条例適用）

市町村名	ごみの投棄 （※）	自動販売機 の回収容器 設置義務	ピンクちら しの掲示等 （※）	動物のふん 等の放置	自動車の 放置（※）	自転車の 放置（※）	落書き （※）	悪臭等へ の配慮	投光器の 使用（※）
大分市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
中津市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	●	○	○
日田市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
佐伯市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	○	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
竹田市	●	●	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
豊後高田市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬、飼猫)	○	●	○	○	○
杵築市	●	●	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
宇佐市	○	○	○	○	●	●	○	○	○
豊後大野市	●	○	○	○	●	○	○	○	○
由布市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
国東市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	●(飼犬、飼猫)	○	●	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	●	○

注)「※」については、美しく快適なおおいた県づくり条例では違反者に過料を科す。

なお、印刷物等の配布等の責務については、努力規定である。

### 3 頸彰制度

条例第8条の規定に基づき、**環境技術**の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを頸彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者頸彰制度」に替わり地域活性化に資する取組を加えた**「おおいたうつくし作戦功労者頸彰制度」**を設けた。令和元年度には3個人12団体を表彰した。(令和元年度の受賞者は表1.2-5を参照)



表1.2-5 令和元年度おおいたうつくし作戦功労者表彰受賞者

### 4 条例の一部改正

平成28年度には、地方税法等の一部を改正する等の法律が交付されたことなどに伴い、自動車の廃物認定の条件を規定する条項等について一部改正を行った。

表 1.2-5 令和元年度おおいたうつくし作戦功労者顕彰

	個人・団体名等	市町村名	主な功績
<b>(1) 地域環境の美化に関するボランティア活動</b>			
1	<個人> 瀬口 彰治 せぐち しょうじ	豊後高田市	平成17年から、毎日国道213号沿約12kmのゴミ拾いを行い、地域の環境美化に貢献
2	<個人> 有田 纏一・ヤツ ありた つないち	日出町	多年にわたり、高尾自治公民館玄関に置かれたフラワーポットに季節に応じた花を植えや手入れを怠らず行い、地域の環境美化に貢献
3	<団体> TOTO サニテクノ株式会社 とーとー かぶしきかいしゃ	中津市	多年にわたり、JR中津駅から工場に至る道路や工場周辺の河川でゴミ拾いを行うほか、中津市や市内の環境活動団体に協力して、海岸等の清掃活動に参加するなど地域の環境美化に貢献
4	<団体> TOTO かぶしきかいしゃ ファインセラミックス株式会社	中津市	多年にわたり、JR中津駅から工場に至る道路や工場周辺の河川でゴミ拾いを行うほか、中津市や市内の環境活動団体に協力して、海岸等の清掃活動に参加するなど地域の環境美化に貢献
5	<団体> 佐伯市谷川区 さいき したにがわく	佐伯市	平成18年から、地区周辺の道路の清掃や草刈り活動を行うとともに、平成25年には、「谷川地区花愛好会」を組織して花公園づくりを行うなど地域の環境美化に取り組んでいる。また、平成24年に、区の共有地に太陽光発電設備を整備し、地球温暖化対策にも取り組んでいる。
6	<団体> 彦ノ内ふれあいサロンすみれ会 ひこのうち かい	津久見市	県の遊休地を借用して、「ふれあい花壇」をつくり春秋の2回の花植えや一年を通じての除草や樹木の剪定に取り組んでいる。ふれあい花壇は県道佐伯津久見線沿線に位置することから、つくみイルカ島を訪れる観光客にも好評で、地域の環境美化だけでなく、地域振興にも寄与
<b>(2) 環境保全のための技術開発</b>			
7	<団体> 昭和電工株式会社 おおいた 大分コンビナート しょうわでんこうかぶしきかいしゃ おおいた だいぶんコンビナート	大分市	平成8年から開発から製造段階に至るまでの各工程において、化学物質の排出・移動量を調査し、その結果をもとに燃料転換や製造プロセスの改善を行い、化学物質の大気への排出量を大幅に減少させた。また、工場から排出される廃棄物の再利用・再資源化に積極的に取り組みゼロエミッション（埋立処分量を発生量の1%以下）を継続達成
8	<団体> 松尾機器産業株式会社 まつおききさんぎょうかぶしきかいしゃ	大分市	天然由来成分を主成分とする減容化剤「エスエスゲン」を開発し、平成24年に特許取得。浄水場で発生する汚泥の迅速な処理、処理コストの低減を実現した。また、休廃止鉱山から排出される汚染水の処理や油による土壤汚染に対し、優れた環境技術をもって被害の拡大防止するなど地域の環境保全に貢献
<b>(3) -1 環境保全に関する学術研究</b>			
9	<団体> 特定非営利活動法人 はつしましんりんじょくぶつん 初島森林植物園ネットワーク とくていひえいりかつどうほうじん はつしましんりんじょくぶつん しょくしましんりんじょくぶつん	日田市	絶滅危惧種（オオタカ等鳥類）の調査・保護、保育放棄林や獣害被害林の再生、成長の早い広葉樹の採取・増殖などの研究を行い、その成果を報告書として発行し自然環境保全を広く啓発している。また、日田市内に4ヶ所の子どもの森を整備して、自然観察会や森林体験教室を実施するなど環境教育にも取り組んでいる。
<b>(3) -2 環境保全に関する普及啓発</b>			
10	<個人> 原口 サトミ はらぐち さとみ	中津市	環境教育アドバイザーとして、環境学習会の講師を長年にわたり務めるほか、中津市において、冒険遊び場「なかつプレーパーク」の運営に携わり、子どもたちに遊びを取り入れた自然体験をさせるなど環境教育の普及啓発に貢献
11	<団体> 特定非営利活動法人 いきいき安心おおいた とくていひえいりかつどうほうじん あんしん いきいき安心おおいた	大分市	由布市挾間町鬼瀬地区において、放置竹林の整備や耕作放棄地を活用しての田植え体験など環境教育を行うほか、伐採した竹の活用に産学連携で取り組むなど地域の環境保全に貢献
12	<団体> 九重ふるさと自然学校 くじゅう しざんがっこう	九重町	「くじゅうの自然保護・保全」、「トキもすめる里づくり」を柱に、地域の野焼きへの参加や自然共生型田んぼづくりの実践、各種の環境学習プログラムの実施などの活動を行い、自然保護や環境保全の普及啓発に貢献
<b>(4) うつくしキャンペーンの推進に協力</b>			
13	<団体> 日本文理大学附属高等学校 ほんぶんりだいがくふぞくこうとうがっこう	佐伯市	生徒自らが企画運営して、学校周辺や海岸の清掃、コンタクトレンズケースや歯ブラシを回収してのリサイクル活動を実施するほか、廃油キャンドルを製作してキャンドルナイトキャンペーンに参加するなど、行政や企業が行う環境啓発イベントに積極的に参加するなど環境教育の実践を通じて、地域の環境保全の推進に貢献
14	<団体> 由布市地球温暖化対策 ちいききょうかく 地域協議会 ゆふ ちいききょうかく ちいききょうかく	由布市	「自分たちでできること」をモットーに、廃油石けんや廃油キャンドル、エコたわしの製作を行うほか、市内各地域で夏の省エネ・節電セミナー・レジ袋削減強化月間街頭啓発を行うなど地球温暖化対策の推進に貢献
<b>(5) 地域活性化に資する美しく快適な大分県づくりに貢献したもの</b>			
15	<団体> つな★ばんプロジェクト つながん	佐伯市	番匠川を九州一の清流にしたいと、定期的に河口付近にある西浜海岸の清掃と海岸整備を行い、市民に憩いの場を提供とともに、環境活動を取り入れたスポーツイベントや精霊船の供養を行うなど地域に根ざした活動を展開。また平成30年度の国民文化祭に際しては、おもてなし事業として壁画を作成し、佐伯市の魅力・情報発信を通じて地域活性化に貢献

## 第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「適正化条例」という。）」を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

### 1 適正化条例の概要

条例は、(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続、(2) 県外産業廃棄物の搬入に係る手続、(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、中核市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

#### (1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

ア 他者の産業廃棄物を処理するため産業廃棄物処理施設を新たに設置したり変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できることとする。

なお、最終処分場については、県外から搬入される産業廃棄物の増加が、施設の短命化をもたらすとともに、適正な処理の支障となるおそれがあるため、平成28年3月に規則を改正し、事前協議の審査基準に、「第4次大分県廃棄物処理計画（平成28年3月策定）」において定める産業廃棄物処理施設の整備方針への適合性を追加した。

イ 他者の産業廃棄物を処理するために許可対象外施設（施設設置に係る法手続が必要な施設）を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。

ウ 他者の産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設等を譲り受けたり借り受けようとする場合、県への事前協議を行う。

#### (2) 県外産業廃棄物の搬入

ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内（大分市の区域を含む。）に持ち込んで処理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。

なお、優良な産廃処理業者での再資源化を促進するため、平成28年3月に規則を改

正し、事前協議を必要としない対象に、「優良な産廃処理業者へがれき類の破碎処理を委託する場合であって、搬入量が1,000トン未満であるとき」を追加した。

イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定に基づき、県外排出事業者は、その搬入実績に応じて環境保全協力金を県に納付する。

ウ 環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる。

エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

#### (3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。

イ 産業廃棄物の発生現場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。

ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

#### (4) 適正化条例の実効性の確保

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立ち入り検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、罰則として5万円以下の過料に処する。

さらに、県外産業廃棄物の搬入については平成21年4月に条例施行規則を改正し、協定に違反する事実が確認された場合及び環境保全協力金が未納の場合においては、県外産業廃棄物の搬入中止の措置等を講ずるよう規定した。

## (5) 大分市への適用

大分市は中核市となっており、産業廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策について

ては、県として大分市の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、県外産業廃棄物の搬入に係る部分だけは大分市の区域を含めることとしている。

## 第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壤の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を、平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例の施行により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000m<sup>2</sup>以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、た

い積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が制定された。

平成31年3月31日現在の許可状況<sup>\*</sup>は、13市2町でのべ167事業者、面積1,910,746m<sup>2</sup>、土量7,429,694m<sup>3</sup>となっており、うち県外土砂は、面積で14.2%、土量で20.9%を占めている。(表1.2-6)

なお、立入調査による土壤及び水質検査の結果、基準を超過していた土砂については、全量撤去等の措置を取っている。

表1.2-6 土砂条例許可状況

年度	許可数		埋立面積 (m <sup>2</sup> )		埋立土量 (m <sup>3</sup> )		
		うち県外分	うち県外分面積 (m <sup>2</sup> )	うち県外分率 (%)	うち県外分土量 (m <sup>3</sup> )	うち県外分率 (%)	
平成18年度	8	2	63,262	27,501	43.5	243,293	180,968
平成19年度	26	1	253,316	0	0.0	1,008,666	0
平成20年度	17	1	227,493	33,683	14.8	966,838	385,755
平成21年度	11	0	128,770	0	0.0	514,640	0
平成22年度	13	1	140,417	9,997	7.1	453,355	83,396
平成23年度	9	3	84,875	33,599	39.6	101,294	40,458
平成24年度	15	5	169,375	70,190	41.4	567,387	419,558
平成25年度	12	2	111,090	29,434	26.5	385,422	55,569
平成26年度	10	0	110,900	0	0.0	151,001	0
平成27年度	9	1	95,936	23,095	24.1	433,465	4,688
平成28年度	11	0	165,146	0	0.0	722,327	0
平成29年度	13	0	202,106	0	0.0	846,787	0
平成30年度	13	1	158,060	44,489	28.1	1,035,219	383,595
累計	167	17	1,910,746	271,988	14.2	7,429,694	1,553,987

\*大分市実施分も含む

## 第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成18年に制定した。

平成18年3月 公布  
 平成18年10月 全部施行  
 平成18年12月 指定希少野生動植物の指定(11種)  
 平成20年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 平成20年3月 保護管理事業計画の決定(4種)

平成21年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 平成22年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 平成22年3月 保護管理事業計画の決定(1種)  
 平成24年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)  
 平成26年5月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 平成27年3月 指定希少野生動植物の指定(1種)  
 平成28年7月 指定希少野生動植物の指定(4種)  
 平成29年8月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 平成30年8月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
 令和元年5月 指定希少野生動植物の指定等  
 (指定7種、解除1種)

表1.2-7 指定希少野生動植物一覧

植 物	タマボウキ（ユリ科） H18.12指定 ヒメユリ（ユリ科） H18.12指定 チョクザキミズ（イラクサ科） H18.12指定 ナガバヒゼンマユミ（ニシキギ科） H18.12指定 イワギリソウ（イワタバコ科） H18.12指定 ヒゴタイ（キク科） H18.12指定 ホウライクジャク（ホウライシダ科） H18.12指定 オオミズゴケ（ミズゴケ科） H18.12指定 イワギク（キク科） H20.3指定 ナゴラン（ラン科） H20.3指定 オトメクジャク（ホウライシダ科） H21.3指定 オグラセンノウ（ナデシコ科） H21.3指定 ヤツシロソウ（キヨウ科） H22.3指定 フクジュソウ（キンポウゲ科） H28.7指定 オキナグサ（キンポウゲ科） H28.7指定 カワツルモ（ヒルムシロ科） H29.8指定 クマガイソウ（ラン科） H30.8指定 トキソウ（ラン科） H30.8指定 ウチヨウラン（ラン科） R1.5指定 セッコク（ラン科） R1.5指定 ヤマシャクヤク（キンポウゲ科） R1.5指定
	カブトガニ（カブトガニ科） H18.12指定 オオウラギンヒヨウモン（タテハチョウ科） H18.12指定 オンセンミズゴマツボ（ミズゴマツボ科） H22.3指定 ハッショウトンボ（トンボ科） H24.3指定 クボハゼ（ハゼ科） H26.5指定 チクゼンハゼ（ハゼ科） H26.5指定 オナガラムシオイガイ（ムシオイガイ科） H27.3指定 オオイタシロギセル（キセルガイ科） H28.7指定 ハブタエムシオイ（ムシオイガイ科） H28.7指定 タケノコギセル（キセルガイ科） H29.8指定 ブッポウソウ（ブッポウソウ科） R1.5指定 オオルリシジミ（シジミチョウ科） R1.5指定 カスミサンショウウオ（サンショウウオ科） R1.5指定 ウブギセルガイ（キセルガイ科） R1.5指定
動 物	

## 第9節 県における環境行政の推進体制

### 第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置された

ことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部

が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、保健環境部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター（昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。）を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

平成17年4月の組織改正では、「ごみゼロおおいた作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロ

「おおいた推進班」を「ごみゼロおおいた推進室」として機能強化を図った。

平成21年4月の組織改正では、低炭素社会の構築を目指し、大分県におけるCO<sub>2</sub>削減に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、「地球環境対策課」を新設した。また、温泉関連業務を企画振興部から生活環境部へ移管し、さらに平成23年5月に、自然保護業務を企画振興部から生活環境部へ移管するなど見直しを行った。

さらに、平成28年4月の組織改正では、地域活性化型の取組として「おおいたうつくし作戦」を展開するため地球環境対策課を「うつくし作戦推進課」と改め、自然保護業務を一体的に推進するため、生活環境部に自然保護推進室を新設した。

平成31年4月26日現在の本県の環境保全行政組織図は図1.2-8のとおりである。

図 1.2-8 県の環境保全行政組織

(平成31年4月26日現在)



**第2項 附属機関**

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するための附属機関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成

18年4月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。審議会の組織及び調査審議状況は図1.2-9のとおりである。

\*各種審議会の委員の名簿については、資料編2.各種審議会委員等名簿参照。

**表1.2-9 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要**

(平成31年4月1日)

名称	根拠法令 (設置年月日)	所掌事務	組織	30年度の開催状況
大分県環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法第21条第1項 自然環境保全法第51条 大分県環境審議会条例（H6.8.1）	知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項について、調査審議し意見を述べること	委員 総合政策部会 水質部会 自然環境部会 温泉部会 鳥獣部会 環境緑化部会 (重複あり)  特別委員	<p>【総合政策部会】 H31.2.21            • パンパシフィック・カッパー株式会社佐賀関製錬所に係る公害防止に関する細目協定の全部改正について            • 昭和電工ガスプロダクツ株式会社の新プラントの概要について            • 各部会決議事項について</p> <p>【水質部会】 H31.1.16            • 部会長の選出について H31.2.28            • 平成31年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について            • 大分川ダムの建設及び水質測定結果について</p> <p>【自然環境部会】 H31.1.16            • 部会長の選出について H31.3.25            • 指定希少野生動植物の指定について            • 指定希少野生動植物の指定解除について</p> <p>【温泉部会】 H30.5.31 H30.7.24 H30.9.28 H30.11.29 H31.1.29 H31.3.26            • 温泉新規掘削許可申請について            • 温泉代替掘削許可申請について            • 温泉増掘許可申請について            • 動力装置許可申請について            • おおいた温泉基本計画の進捗状況について</p> <p>【鳥獣部会】 H31.1.16            • 部会長の選出</p> <p>【環境緑化部会】 H31.1.16            • 部会長の選出</p>

大分県 環境影響 評価技術 審査会	大分県環境影響評価 条例第48条 (H11.3.16)	知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること	委員	14人	<p>H30.5.8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国東風力発電事業環境影響評価実施計画書に対する答申について</li> </ul> <p>H30.6.4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分工場次期原料山開発事業計画段階環境配慮書に対する答申について</li> </ul> <p>H30.9.27</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分野津太陽光発電事業準備書について</li> <li>・国東市国見風力発電事業計画段階環境配慮書について</li> <li>・四浦半島風力発電事業計画段階環境配慮書について</li> </ul> <p>H30.10.9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分工場次期原料山開発事業環境影響評価実施計画書について</li> </ul> <p>H30.11.7</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国東市国見風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する答申について</li> <li>・四浦半島風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する答申について</li> </ul> <p>H31.1.21</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分野津太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する答申について</li> <li>・大分工場次期原料山開発事業に係る環境影響評価実施計画書に対する答申について</li> </ul>
大分県 公害審査会	公害紛争処理法第13条  大分県公害紛争処理条例 (S45.9.29)	公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あっせん、調停及び仲裁を行うこと	委員	10人	<p>H31.3.14</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大分県公害審査会長の選出</li> <li>・公害紛争処理制度について</li> </ul>
大分県 産業廃棄物 審査会	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第22条 (H17.7.11)	産業廃棄物処理施設の設置について意見を求められた場合や、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策について知事の諮問に応じて、調査審議し、意見を述べること	委員	10人	<p>H30.8.28</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有限会社西工業の産業廃棄物処理施設の設置許可について</li> </ul>
大分県 漁業被害 認定審査会	大分県公害被害救済措置条例 (S48.12.25)	漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に補填を求める者が同第10条の規定に適合するか審査すること	委員	8人	<p>H30.12.14</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度赤潮発生状況及び赤潮被害対策等について</li> <li>・平成30年度赤潮発生に伴う漁業被害の認定について</li> </ul>

